

委託契約書（案）

公立大学法人長野県立大学理事長 佐藤 慎次郎（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、長野県立大学三輪キャンパス給気口防虫網交換工事に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た業務上の秘密を漏らしてはならない。

（売買物品）

第2条 業務名及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務名 長野県立大学三輪キャンパス給気口防虫網交換工事

(2) 内容 別添「長野県立大学三輪キャンパス 給気口防虫網交換工事 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（履行期間）

第3条 履行期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）とする。

（契約保証金）【契約保証金を納付する場合】

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、履行期間満了後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金）【契約保証金の納付を免除する場合】

第5条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第6条 受託者は、工事完了後 15 日以内または3月 31 日のいずれか早い日までに、作業に関する報告書（成果品）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、すみやかに検査を行う。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

（委託料の支払）

第7条 委託者は、前条の規定により検査を行い合格した後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、委託料を支払うものとする。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた成果物の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

(契約不適合)

第9条 受託者は、成果物の引渡し後1年間に、当該成果品に契約に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において契約不適合を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第13条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第13条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第13条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第14条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第6条第1項に規定する期限までに報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 受託者は、第9条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第13条から第13条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならぬ。

（賠償の予約）

第15条 受託者は、第13条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第16条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

発注者 住 所 長野市三輪8丁目49番7号
職・氏名 公立大学法人長野県立大学理事長 佐藤 慎次郎 印

受注者 住 所
法人名
代表者職・氏名 印